

解説

PwC あらた監査法人 公認会計士 浅井 敬子

**IFRSをめぐる動向 第82回 減損移行リソースグループでの議論(9月の議論)**

(20頁)

**1. はじめに**

本連載は、主に国際会計基準審議会(IASB)の月次会議等での討議内容に基づき、IFRSをめぐる最新の動向を伝えることを目的としています。今回は、2015年9月の減損移行リソースグループ(以下、ITG)における議論の内容について解説します。なお、文中の意見にわたる部分は、筆者の私見であることをあらかじめお断りしておきます。

**2. ITGの役割**

IASBは、2014年7月、新たな減損に関する要求事項を含む最終版IFRS第9号を公表しました。IFRS第9号では、IAS第39号における発生信用損失モデルに代えて、予想信用損失モデルが導入されています。IASBは、この新しい予想信用損失モデルの導入を円滑に進めるための方策として、ITGを創設しました。ITGは、予想信用損失モデルの導入によって生じる実務上の諸問題について議論し、IASBに対してその内容を伝えることを目的としています。しかし、ITG自身がガイダンスを公表することはありません。必要に応じて、どのような対応をとるべきかを決定するのはIASBとなります。ITGは、2015年9月に2回目の会議を開催しました。

**3. 2015年9月のITG会議における議論**

会議では、信用リスクの著しい増大、信用リスクの著しい増大の評価における今後12か月にわたる債務不履行発生リスクの変動の使用、リボルビング信用枠の予想信用損失の測定及び将来予測的な情報について議論が行われました。

**(1)信用リスクの著しい増大(アジェンダ・ペーパー1)**

信用リスクの著しい増大の評価に関し、以下の2点について議論がされました。

(a)信用の質の異なる顧客に同一の価格付けや契約条件が適用されるローンのポートフォリオ(例えば、大半のリテール・ローン)の場合、信用リスクの著しい増大の評価をどのように行うべきか。

(b)信用リスクの著しい増大の評価の近似として、信用リスクに関する行動指標(behavioural indicators)を使用することができるか。

論点(a):

企業が、1(最も低い信用リスク)から10(最も高い信用リスク)の内部信用格付制度を適用していることを前提にした例を用いて議論がされました。例は、貸付実行当初の内部信用格付が1から5までの顧客から構成され、同一の価格付けや契約条件が適用されたリテール・ローンのポートフォリオ(ポートフォリオA)を対象としています。ITG 会議では、このポートフォリオAに含まれるローンには同一の価格付けや契約条件が適用されることから、ポートフォリオAに含まれるすべてのローンが類似した当初の信用リスクを有すると判断して、IFRS 第9号の設例6のポートフォリオ1のように、単一の内部信用格付を閾値として、信用リスクの著しい増大を評価できるか否かが議論されました。

ITG メンバーは、以下のような意見を述べました。

- ・信用リスクの著しい増大の評価は、報告日における絶対的な信用リスクの程度ではなく、当初認識時の信用リスクとの比較で行われる。IFRS 第9号の設例6のポートフォリオ1では、内部信用格付5という単一の閾値を使用して、絶対評価の形で信用リスクの著しい増大が評価されている。しかし、ポートフォリオ1は当初の内部信用格付が3と4のローンのみから構成されていて、企業は、内部信用格付の3から4への移動は信用リスクの著しい増大ではないと結論づけている。したがって、内部信用格付5という単一の閾値を使用しているものの、著しい信用リスクの増大の評価は当初認識時の信用リスクとの比較で行う、という要求事項を満たしている。これに対し、ポートフォリオAは、1から5という広範囲の内部信用格付のローンが含まれており、類似した当初の信用リスクを有するか疑問である。

- ・価格付けや契約条件は、信用リスクの著しい増大の評価において考慮すべき要因のひとつである(IFRS 第9号 B.5.5.17 項)が、信用リスクの著しい増大の評価には、将来予測的な情報を含め、複数の要因の分析が必要である。

- ・信用リスクの著しい増大の評価は、当初認識時の信用リスクとの比較で行われるため、同じ程度の信用リスクの増大であっても、当初認識時の信用リスクが低いほど、信用リスクの著しい増大に該当する可能性が高い。

- ・内部信用格付の決定において、IFRS 第9号で要求されているような将来予測的な情報を考慮していないかもしれない。そのような場合には、将来予測的な情報も考慮に入れるために、集合的な評価も合わせて行う必要がある。しかし、集合的評価によって、個々のローンの信用リスクの増大が覆い隠されてしまうことがないよう、ポートフォリオのセグメント化が重要である。

- ・内部信用格付制度は、IFRS 第9号の要求事項を念頭に設計されていない可能性がある。例えば、将来予測的な情報を含め、合理的で裏付け可能なすべての情報を考慮していない、金融商品の予想存続期間にわたる債務不履行発生リスクを反映していないなどの理由により、信用リスクの著しい増大を評価するための手段として常に適切となるわけではない。

論点(b):

ITG メンバーは、信用リスクに関する行動指標と債務不履行発生の変動とに相関があることを証明できるのであれば、行動指標を用いることができるとの見解を述べました。ただし、例として示された行動指標（例えば、他の貸手からの借入の返済の遅延）は信用リスクの増大の遅行指標であり、他のより将来予測的な情報と共に考慮する必要があること、個々の金融商品レベルでは将来予測的な情報が利用可能でない場合には、集合的な評価も行なう必要があることも指摘されました。

## **(2)信用リスクの著しい増大の評価における今後 12 か月にわたる債務不履行発生の変動の使用(アジェンダ・ペーパー2)**

信用リスクが著しく増大したか否かは、金融商品の予想存続期間にわたる債務不履行発生の変動(以下、全期間の債務不履行発生の変動)を用いて評価します。しかし、今後 12 か月にわたる債務不履行発生の変動が全期間の債務不履行発生の変動の合理的な近似となる場合、今後 12 か月にわたる債務不履行発生の変動を使用することができます(IFRS 第9号 B5.5.13 項)。ITG 会議では、12 か月にわたる債務不履行発生の変動を全期間の債務不履行発生の変動の近似として使用することが依然として裏付けられる状況にあるか否かを判定するために、企業は、年次レビューを実施することを要求されるのか、また、要求されるとすればどの程度までレビューを行うのかについて議論がされました。

ITG メンバーは、企業は、今後 12 か月にわたる債務不履行発生の変動が全期間の債務不履行発生の変動の合理的な近似であることを継続的に評価する必要がある、その評価の程度は、評価対象の金融商品の種類に依存するとの見解を述べました。

## **(3)リボルビング信用枠の予想信用損失の測定(アジェンダ・ペーパー3)**

IFRS 第9号の減損モデルは、金融商品の契約条件を基礎としています。しかし、この例外として、ローンと未使用コミットメント部分の両方を含む金融商品については、企業が信用リスクに晒される期間が最長の契約期間を超える場合でも、企業が信用リスクに晒される期間にわたり予想信用損失を測定しなければならないとされています(IFRS 第9号 5.5.20 項)。これは、未使用コミットメント部分については、このより長い期間にわたる将来の引き出し額を企業が見積もらなければならないことを意味します。

実務上、クレジットカードや当座貸越枠のようなリボルビング信用枠を提供する金融商品は、契約上の信用限度額をしばしば超過することがあります。そのため、ITG 会議では、企業が顧客に契約上の信用限度額を超えることを許容しているような場合には、未使用コミットメント部分の将来の引き出し額を見積もる際に契約上の信用限度額を超える金額を含めるのが適切か否かについて議論がされました。すなわち、IFRS 第9号 5.5.20 項の予想信用損失の測定の際に考慮すべき期間に関する例外が、契約上の信用限度額にも適用され得るのか否かについての検討がされました。

議論の結果、ITGメンバーは、IFRS第9号5.5.20項の例外は狭い範囲での適用除外を意図したものであり、IFRS第9号5.5.20項の契約期間に関する例外を契約上の信用限度額に類推適用するのは適切ではないとの見解で合意しました。しかし、多くのITGメンバーが、実務上は、リボルビング信用枠の期間と金額は密接に関連しているため、契約上の信用限度額を超える金額を考慮に入れなければ、会計と信用リスク管理の観点との間に分断をもたらす可能性があるだろうと指摘しました。

#### (4) 将来予測的な情報(アジェンダ・ペーパー4)

IFRS第9号は、信用リスクの著しい増大の評価及び予想信用損失の測定において、将来予測的な情報を含め、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能なすべての合理的で裏付け可能な情報を考慮することを要求しています。これに関し、以下の2点が議論されました。

(a) マクロ経済情報を含む将来予測的な情報は、例えば、国ごと、銀行ごと、ポートフォリオごとに、異なる形で考慮されるべきか。

(b) 減損モデルの適用に含まれる「合理的かつ裏付け可能な」将来予測的な情報がどのように決定されるべきか。特に、企業が、通常、予算プロセスや予想プロセスに含めていない新たに起こりつつある問題や不確実な事象に関する情報について、どのように決定されるべきか。

論点(a)：

ITGメンバーは、IFRS第9号B5.5.16項及びB5.5.51項で述べられているように、減損モデルにおいて考慮すべき将来予測的な情報は、評価対象とする特定の金融商品に関連性のあるものであることを確認しました。ある金融商品の評価に関連のある将来予測的な情報が、他の金融商品の評価に関連があるとは限りません。逆に、異なる金融商品又は金融商品のポートフォリオがいくつかの類似したリスク特性を有する場合には、関連する将来予測的な情報は、当該類似したリスク特性を反映するように、首尾一貫して適用されなければならないという点についても合意されました。

論点(b)：

ITGメンバーは様々な見解を述べましたが、以下の点が強調されました。

- ・入手可能な将来予測的な情報には、合理的で裏付け可能なものから、合理的な根拠がほとんどあるいは全くないものまであり、高度な判断が必要となる。とりわけ、将来事象が発生する可能性を見積もることができても、当該将来事象が信用リスク又は予想信用損失に与える影響を見積もることはより困難であるかもしれない。

- ・IFRS第9号の予想信用損失の測定は、生じ得る結果を確率加重した見積りである。したがって、将来事象が発生する可能性が低いとか、当該将来事象が信用リスク又は予想信用損失に与える影響が不確実であるということは、当該将来事象に関する情報を分析から除外すること

の理由とはならない。企業は、将来事象の影響の見積りにおいて、誠実に努力をしなければならない。

・当該領域に関する適切なガバナンス及びプロセスの構築が必要である。

#### 4. 今後の予定

第3回目の ITG 会議は、2015 年 12 月 11 日に開催されています。議論された論点は、以下のとおりです。以後の ITG 会議の開催は、今のところ、予定されていません。

- (1) 将来予測的なシナリオの織り込み
- (2) IFRS 第9号 5.5.20 項の範囲
- (3) チャージカードの予想信用損失の測定
- (4) リボルビング信用枠の予想信用損失を測定する期間
- (5) 担保及び他の信用補完と予想信用損失の測定
- (6) ローンの債務不履行後の売却から期待されるキャッシュ・フローの予想信用損失の測定への織り込み
- (7) 現在の実効金利の意味
- (8) 満期が 12 か月未満である金融資産の信用リスクの著しい増大の評価
- (9) 償却原価で測定する信用減損金融資産の損失評価引当金の測定
- (10) 貸借対照表における損失評価引当金の表示